

高知県西部地方卸売市場出荷奨励金取扱要領

＜出荷奨励金の趣旨＞

第一条 高知県西部地方卸売市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、卸売業者（株式会社須崎青果）が支出する出荷奨励金の交付については、この要綱により取り扱うものとする。

＜出荷奨励金の範囲＞

第二条 この要綱における出荷奨励金は、卸売業者が卸売業務に係る経費の節減と安定的供給の確保に資するため、優良選別品を安定的に出荷する生産団体及び農業を生業とする個人事業主に対して交付する奨励金をいう。

＜出荷奨励金の区分及び交付率等＞

第三条 出荷奨励金の区分及び交付率は、別表のとおりとする。

＜出荷奨励金の交付対象＞

第四条 出荷奨励金の交付は生産団体（出荷者の組織する団体、農業法人など）もしくは個人事業主に限定する。それ以外の団体もしくは個人については、原則として出荷奨励金の交付の対象としない。

第五条 交付対象の承認方法については、包括承認及び個別承認とする。

＜特別出荷奨励金の交付＞

第六条 卸売業者は、定められた年間交付限度額の範囲内において、出荷奨励金の交付対象者に特別出荷奨励金として次の出荷奨励金を交付することができる。ただし、原則として取引開始から1年以上経過した出荷者のみとする。

(1) 出荷者に対する災害見舞金

1000 分の 5 の範囲で開設者が認めた額

(2) 出荷者に対する需要増進事業費、選別場助成金等、特に必要と認められるもの

1000 分の 2 の範囲で開設者が認めた額

※交付対象である「生産団体」及び「個人事業主」について

ア 卸売業者から「生産団体（出荷者の組織する団体、農業法人など）」及び「個人事業主」と認められる組織を交付対象とする。

イ 次の項目に該当する者は、アの要件を満たす団体及び事業者であっても出荷奨励金の交付対象と認めない。

①当該卸売業者への青果物の出荷の意思がない生産事業者

②出荷者としての登録情報に不備のある生産事業者

③栽培管理の怠慢など、生産者としての責務を果たさない生産事業者

ウ 開設者が認める止むを得ぬ事情がない限り、アの条件を満たさない団体や事業者、イに該当する出荷者は出荷奨励金の交付対象から外れる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 28 日に別表の一部を改正し、同日から施行する。

株式会社須崎青果
代表取締役 市川義人

(別 表)

1 出荷奨励金交付基準細目一覧表

*単位は、1000 分の（ ）。各項の率は、それぞれ以内とする

2 一覧表の取扱規定

区分	出 荷 組 織 別	野菜	果実
1	共同選別による共同出荷を行う市町村又は農協単位の生産団体で、規格、包装が統一された物品を継続的かつ計画的に委託により大量出荷するもの。	7	7
2	生産団体もしくは個人事業主が、卸売業者の規定した規格、包装に統一された物品を継続的かつ計画的に委託により大量出荷するもの。	5	5
3	1 と 2 に該当しない個人出荷については、出荷奨励金を交付することはできない		

交付基準区分 1 と 2 に該当する組織について、卸売業者に対して前年度の取扱金額が 500 万円以上のものを交付対象とする。

ただし、各団体の事情によってこの規定によりがたいときは、各団体と協議のうえ、開設者の承認を受けて行う。

3 計算期間

園芸年度の期間（9 月 1 日～8 月 31 日）の**売上金額（税抜）**とする。

4 交付対象期間

計算期間の翌 1 ヶ月とする。